

## 【平成 28 年（2016 年）熊本地震関連】組合員証・医療機関での窓口負担の取扱い（短期給付）

更新日：2016 年 4 月 29 日

被災により組合員証及び組合員被扶養者証（以下「組合員証等」といいます。）を紛失または住居などに残したまま避難したために、現在お手元にない場合について、次のような対応を行っています。

### ■組合員証等がない場合の保険医療機関などでの受診について

被災により、組合員証等を提示できない場合も、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、勤務先の名称などを申し出ることによって医療機関を受診することができます（受診する医療機関にお問い合わせください）。

### ■組合員証等の再発行について

被災により組合員証等を紛失した場合は、所属所で再交付申請を行ってください。

### ■医療機関での窓口負担の猶予について

病気やケガで医療機関を受診した際、被災により住宅が全半壊したなどの一定の要件を満たす方については、一部負担金など（注記）の窓口負担について支払を猶予しています（猶予の要件・期間などについては以下をご覧ください）。

#### ○一部負担金などの支払猶予の対象となる方

平成 28 年（2016 年）熊本地震における災害救助法の適用市町村の住民で、被災により以下のいずれかの状態となった方（地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象です。）

- ・住家が全半壊、全半焼した
- ・主たる生計維持者が亡くなったり、重篤な傷病（1 か月以上の治療が必要であるもの）を負った
- ・主たる生計維持者が行方不明である

#### ○猶予の期間

支払の猶予については、平成 28 年 7 月 31 日までとします。

<注記> 保険診療に係る負担額を指します。

（保険外併用療養費及び訪問看護療養費にかかる一部負担額も適用の対象となりますが、食事療養標準負担額または生活療養標準負担額に相当するものは除きます。）